平成２９年（フ）第１８２８号
横浜市南区万世町１丁目18番地２　ビッグヴァンステイツ伊勢佐木南第２　501号
債務者　早川　健司
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３０号
横浜市港南区丸山台２丁目21番７号
債務者　川上　　香（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８４４号
横浜市港南区港南台７丁目17番11号　メゾンド　港南台202
債務者　佐藤　隼平
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８５７号
横浜市泉区中田北３丁目１番32―101号
債務者　中山　静明
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８５８号
横浜市泉区中田北３丁目１番32―101号
債務者　中山　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６３号
横浜市戸塚区品濃町544番地１　葉山ハイツ205号
債務者　岩城　正剛
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１７号
神奈川県大和市南林間３丁目２番７号　エステートピアM201号
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０３４号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目65番地10　宮沢テラスハウスＢ
債務者　平野　知生（旧姓高取）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９３６号
横浜市港北区綱島西６丁目８番18号　ウエストハイム201
債務者　青木　美雪
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０３１号
横浜市中区三吉町１番地１　有喜会館427号室
債務者　森　　保
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５５号
香川県高松市木太町2901番地１　ルースデラプレッソⅡ　203号、開始決定時の住所香川県高松市木太町1988番地１　フローレンス木太３区グランドアーク501号室
破産者　仲谷　**琢**美
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１号
香川県観音寺市大野原町萩原2000番地３
破産者　**眞**鍋　文子
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第４７８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町４丁目２番16号
破産者　株式会社ＫＤサービスコーポレーション
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９２号
千葉県八街市文違301―1297、住民票上の住所千葉県山武市埴谷1536番地37
破産者　眞道　喬士
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２号
秋田県能代市二ツ井町仁鮒字家後51番地の２
破産者　株式会社藤田組
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第８４９７号
東京都中央区日本橋小伝馬町２番５号
破産者　株式会社ＫＯＢＥ
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部